

廃棄物処理施設整備計画の閣議決定



2018 年度から 2022 年度の 5 ヶ年の廃棄物処理施設整備計画が閣議決定されました。これは、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 3 に基づき 5 年ごとに策定されます。

廃棄物処理施設整備計画の構成

- 1) 基本原則に基づいた 3R の推進
- 2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- 3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- 1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進
- 2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- 3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- 4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- 5) 災害対策の強化
- 6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- 7) 地域住民等の理解と協力の確保
- 8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

当社では、産業廃棄物の分析も実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2018 年 6 月 19 日付 環境省ホームページ](#)

土壌環境箇所 坂田旭子

